

令和6年度 越谷市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金募集要項

越谷市では、ふるさと納税を活用した地域資源の掘り起こし及び地場産業の振興を図るため、ふるさと納税返礼品の開発等に取り組む事業者に対して補助金を交付します。

1、申請受付期間

令和6年(2024年)8月20日(火) 午前9時から

※予算の範囲内において補助金を交付します。

2、補助対象者

(1) 本市のふるさと納税返礼品協力事業者又はふるさと納税返礼品協力事業者となる見込みがある者

(2) 市内に事業所を有する法人若しくは市内に住所を有する個人又はこれらにより組織された団体

○下記の事項に該当する方は対象外となります

①市税を滞納している者

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例第3条第2項に規定する暴力団関係者

③その他市長が不適當であると認める者

3、補助対象事業

(1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業

(2) ふるさと納税返礼品とするために、既存の商品を改良する事業

(3) その他市長が適當と認める事業

○下記の事項に該当する事業は対象外となります

①国、地方公共団体等の公的機関における他の補助金等を併用する事業

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業

③その他市長が適當でないとして認める事業

4、補助率・補助対象経費等

< 補助率 > 補助対象経費の1/2以内の額

< 補助限度額 > 100万円を限度とする(千円未満切捨て)

※補助金の交付は、1事業者につき同年度内1回限り、1事業計画につき1回限りです。

< 補助対象経費 > 以下の表のとおりとなります。

	補助対象経費の内容
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	外部専門家に支払う旅費
消耗品費	返礼品の開発等に要する試作に係る容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な10万円未満の物品の購入費
印刷費	返礼品の開発等に要する試作に係るパッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託料	パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費

手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用
原材料費	返礼品の開発等に要する試作に係る原材料費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発等に必要と認められる機械器具の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

○下記の経費は補助対象外です。

- ①補助事業の目的に合致しないもの
 - ②必要な経理書類（領収書等）を用意できないもの
 - ③販売を目的とした製品の調達及び商品等の生産に係る経費
 - ④役員報酬及び直接人件費
 - ⑤間接経費（通信費、光熱水費等）
 - ⑥商品券等の金券
 - ⑦雑誌購読費及び新聞購読費
 - ⑧不動産の購入費、家賃、保証金、敷金及び仲介手数料
 - ⑨汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費
 - ⑩価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - ⑪上記に掲げるもののほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ◆補助対象経費についてご不明点がある場合は経済振興課へお問い合わせください。

5、申請書の提出について

「越谷市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書」に必要事項を記入し、下記提出書類を添付のうえ、経済振興課窓口または電子申請にて提出してください。

【提出書類】

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 交付申請額の算出基礎資料
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書の写し
- (5) 個人にあっては、住民票の写し
- (6) 市税の完納を証明する書類
- (7) 許認可に係る書類の写し（補助対象事業が許認可を必要とする事業である場合に限る。）



電子申請はこちらから

※（４）の住民票については、本市の住民基本台帳に記録されている方は、提出不要。

※市税の滞納がないことを要件としていることから、本市において滞納がないことを確認できない場合には、市税の完納を証明する書類の提出を求めることがあります。

※提出いただいた書類等は、返却に応じられませんのでご了承ください。

◆申請書等は、経済振興課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

6、申請書提出から補助金の交付決定、返礼品登録までの流れ



7、注意事項

- 補助事業の完了後も、必要に応じて事業遂行状況等について報告していただくことがあります。
- 以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。
 - 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 補助事業により開発等をした商品等を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度までに越谷市ふるさと納税返礼品贈呈事業実施要綱に基づく贈呈の対象返礼品として登録しないとき。
 - その他補助金を交付することが適当でない認められるとき。
- 補助事業により取得した、取得価格等が50万円（税抜き）以上の機械器具を5年が経過する前に処分しようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、かつ、補助事業の完了日の属する会計年度の翌会計年度から5年間は保存しておかなければなりません。

8、お問い合わせ・提出先

越谷市 環境経済部 経済振興課 ふるさと納税推進室

住所：越谷市越ヶ谷4-2-1 越谷市役所 第三庁舎4階

電話：048-967-4680（直通） FAX：048-963-9175